

平成16年度第3回熊本県環境影響評価審査会

議事概要

1 日時

平成16年7月13日(火)午後1時30分から午後3時30分

2 場所

熊本テルサ3階「たい樹」

3 出席者

(1) 熊本県環境影響評価審査会

今江会長、内山委員、木田委員、古賀委員、鈴木委員、西岡委員、長谷委員、林委員、藤木委員、吉田委員(13名中10名出席)

(2) 事務局(熊本県環境生活部環境政策課)

村山環境生活審議員、宮崎主幹、小田原主幹、小澤参事、河野主事

(3) 事業者等

九州産廃株式会社 12名

(4) 傍聴者等

傍聴者1名、報道関係者2社

4 議題

「九州産廃株式会社 廃棄物の最終処分場拡張工事」環境影響評価準備書について

5 議事概要

(1) 事業及び環境影響評価の概要について

事務局(環境政策課)から、今回の事業概要の説明並びに熊本県環境影響評価条例に基づくこれまでの手続の経過及び今後の手続の流れについて説明。

(2) 環境影響評価準備書について

事業者(九州産廃(株))委託先である(財)日本環境影響センター)から、事業概要及び環境影響評価に係る事項についての説明が行われた。質疑等については、以下のとおり。

委員

以前、水生植物の調査で、カワノリを調べるようにと言っていた。菊池川のカワノリは菊池市の天然記念物や文化財にもなっており、菊池

川にあるのだから、事業実施区域あたりにもあってもいいはずである。ところが、準備書に記載しているのは、「菊池川のり」という食べるようになった製品についてである。それと区別なく記載しているような感じである。カワノリがあれば、地元の人が必ず食べているはずだから、カワノリがあったか、とれたかということ周辺の聞き取り調査をするようにと言ったが、そのことは準備書には記載していない。

水生植物を調べるときに、大事なものだけ調べて、それがなかったと記載しているが、それだけでなく、ではその代わり何があったのか、という点をもう少し調べて欲しい。

委員 P5-24 3)(1)の調査地点の設定であるが、周囲には本柏集落と向柏集落があり、調査地点は向柏集落だけとしているが、悪臭とか大気汚染とかは風向きが関係するが、本当に向柏集落だけでいいのか。

事業者 P6-5 の事業計画周辺の風配図にあるように、本柏集落への西からの風が少なくなっている。それを勘案して向柏集落を調査地点とした。

委員 了解。

委員 P8-6 に平均風速 1.9m/s と記載しているが、意味があるのか。影響があるかどうかは、このような平均値ではなく、風の強いときなどを想定しないといけない。

事業者 抜粋する際にそのような記載となってしまった。本文の方には、指摘のとおり記載している。

委員 方法書では年間降水量のデータを記載していただけとなっていたが、準備書ではそれを現地でどう評価するかという所まで、踏み込んだ内容となっている。この点は評価すべき点である。このような視点で記載しないといけない。だから、平均値で記載するようなことは意味のないものである。この点は、十分理解しておいていただきたい。

委員 P2-2 について、確認であるが、今回の計画は、既存施設の北側に新たな管理型施設と浸出水貯留施設を作り、排水処理については既設の

施設を使うということによいか。別に既存施設のかさ上げについての計画もあり、なかなか整理できない。

事業者

埋立管理型施設の計画は、環境影響評価の対象である新設管理型施設の計画と、既存施設の残容量がひっ迫している状態であることから、既存施設に土堰堤を築いてかさ上げをするという計画も別途に進んでいる。かさ上げの方は、面積の増加がないことからアセスの対象になっていないが、廃棄物処理法に基づいて廃棄物対策課の方で手続を行っている。どちらの計画で埋立地の増設を行うかは、住民とも協議中で、最終的には会社、住民、県、市との協議の中で決まっていくものと考えている。

環境保全協定の中の平成 30 年までの操業予定を、5 年短縮する話が住民との間で出ている。さらに、その協定の中で平成 30 年以降の移転先の確保について県と市で探すことにもなっている。しかし、その話し合いが壊れた場合、当然今の環境影響評価の計画地に新たに施設をつくるということを想定している。現在の話し合いの中では、環境影響評価をやめて、かさ上げの計画で平成 25 年まで確保できればそこでやりたいと考えている。しかし、構造上の問題があり危険が伴うということになれば、この環境影響評価の計画地にするしかない。廃棄物処理法と環境影響評価との関係があるため、住民と県と市と話し合いながら進めていきたい。

委員

了解。あと、P2-9 だが、準好気性の埋立で空気を入れているということで、雨水による浸出水の BOD は低くなる方法に変えられているが、一方、ガスについて、主たるものは二酸化炭素か、それともメタンか。

事業者

ガスには、二酸化炭素、メタンともに含まれているが、従来の嫌気性に比べ、準好気性であり空気の流入がしやすいため、メタンの含有量は少なくなる可能性は考えられる。メタンが全くないかと言われるとそうではない。

委員

そのあたりも、地球温暖化が言われる中で、温室効果ガスを出しているということで矛盾になるため、嫌気性から準好気性にするすることで、温室効果ガスがどれだけ減らすことができるということを記載した方がよい。

事業者	メタンについては、特に地球温暖化に寄与する因子として、非常に高いものとして認識しているので、そのメタンを削減することで良い効果を与えるということも考慮したい。
委員	P2-10 の埋立物の安定化用水というのは、どういう使い方をしているのか。
事業者	埋立地内で水を循環させることにより、水の流れに伴って、空気も入ってくるので、酸素の供給を図る効果があるということから安定化用水としている。
委員	P6-4 から P6-10 までの調査結果は、敷地内の主要な測定値で観測したデータをまとめたものか。
事業者	P6-3 の調査地点で測定したものである。
委員	P6-7 に風速階級の表があるが、風速が 0.4m/s 未満は全体のどれくらいか。
事業者	概ね 5%である。
委員	風について、あまり逆転層の心配はこの地域ではなさそうなので、この準備書の調査で大丈夫だろう。
委員	P4-9 だが、具体的にどのような量の時に、どのようにするかが分かりにくい。減圧蒸留による蒸発処理をするのはどのくらいの予算がかかるのか。
事業者	焼却施設の廃止については、平成 25 年以降の話になる。その間に排水処理に関する方法等については、今後も良い方法を模索していきたいが、現段階では、このような方法があるということで記載している。現段階で、減圧蒸留による蒸発処理が決定しているものではない。今後、焼却施設についても住民と協議していきたい。
委員	P2-22 の図であるが、下の方で浸出水処理施設 200m ³ /日とあり、その横の 43.3mm/日等の関連が分からない。

事業者	1日の最大雨量を43.3mmとして、それが仮に降った場合、42日間は場内貯留の必要がないと結論付け、それ以上継続して降った場合、浸出水処理能力を上げるという方法で対処したいという意味である。焼却施設冷却水等300m ³ /日であるため、浸出水処理施設能力を上げて、あと100m ³ /日は余裕があるということである。
委員	富栄養化対策についても記載があるが、窒素除去についてどのように考えているか。
事業者	窒素除去については、嫌気及び好気状態を交互に切り替える生物処理を実施する。
委員	P8-1の柱状図とP7-97のボーリングナンバーと対応しているのか。それと柱状図の凡例はどこに記載しているのか。
事業者	対応している。非常に長いので数ページにわたっている。凡例としては表してないが、地下水水質調査のP6-97などにボーリングナンバーを示している。
委員	柱状図についての記述はどこにあるのか。
事業者	記述自体はP6-122で解説している。
委員	参考資料と本文のつながりが明示されていない。書いた人は分かっているが、始めて読む人には分からない。公告縦覧に供するものである以上、そのような配慮をして欲しい。
事業者	了解。
委員	九州産廃は、色々な処理施設があり、RPFもある。そのことは評価しないといけない。将来、もっとよい産業廃棄物、一般廃棄物の利活用が九州産廃であればできるのではないか。それを提案して、住民にも納得しいていただくという事も考えていただきたい。
事業者	熊本県は廃棄物に対して大変遅れている。バイオマスについては、熊本県が環境立県を目指すということで、ようやく知事が表明した。焼

却や埋立は、将来的にはなくしていかなければならない。全くなくすることはできないが、一番問題となるのは有機物である。それについては、いち早くバイオマスプラントを建設している。リサイクルに向けた動きは今力を入れている。しかし、現時点で管理型処分場をなくすことは難しい。しかし、先ほどのかさ上げだけで終わるように、チャレンジしている。

委員

九州産廃は技術を持っているので、新たな提案を行って欲しい。

以上

- (3) 「熊本県環境影響評価(条例)審査会の運営について」の一部改正について
事務局から改正内容等について説明後、特に質疑もなく全会一致で可決された。

配付資料

会議次第

「九州産廃株式会社 廃棄物の最終処分場拡張工事」に関する環境影響評価手続き等について(次第裏面)

「九州産廃株式会社 廃棄物の最終処分場拡張工事」に関する環境影響評価準備書(事前配付)

本案件に係る意見照会書

「熊本県環境影響評価(条例)審査会の運営について」(平成12年8月30日審査会決定)の一部改正について